

諮問日：令和5年9月4日（令和5年度（情）諮問第27号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（情）答申第41号）

件名：福岡地方裁判所における特定期間に同庁で作成された開廷表（民事に限る）のうち、特定の弁護士が訴訟代理人となっている事件の記載がされた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

2021年1月1日から2023年5月25日までに福岡地裁（本庁のみならず支部を含む。）で作成された開廷表（民事に限る）のうち、弁護士であるA、Bのいずれもが訴訟代理人となっている事件の記載部分（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が令和5年6月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

実際に2021年1月1日から2023年5月25日まで（以下「本件申出期間」という。）に、A、Bが訴訟代理人である事件の期日が開催されており、本件開示申出文書は作成されているはずであるから、不存在との判断は誤っている可能性が高く、また、事件処理システム内の開廷表の探索をしていないのなら、探索が不十分であったということになり、原判断は違法又は不当である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、福岡地方裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）において探索を行ったが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、実際に本件申出期間に、A、Bが訴訟代理人である事件の期日が開催されており、本件開示申出に係る文書は作成されているはずであるから、不存在との判断は誤っている可能性が高く、また、探索が不十分であった可能性を指摘して原判断は違法又は不当である旨主張する。

この点、本件開示申出に係る司法行政文書は開廷表であるところ、福岡地方裁判所が司法行政文書として保有する開廷表は、一日の全期日終了後、適宜廃棄している。

実際に、福岡地方裁判所は、申出時点において、本件申出期間中の開廷表を保有していなかったことから、本件申出期間中に、上記の各弁護士が訴訟代理人となっている事件の記載がある開廷表を実際に作成又は取得したのか否か、あるいは、作成又は取得後に廃棄されたのかが判然としない。

なお、裁判所における司法行政文書開示手続の対象となる「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であるところ（取扱要綱記第1）、福岡地方裁判所は、事件処理システム内の開廷表の情報（電磁的記録）を司法行政事務に関して作成又は取得していないため、同電磁的記録は司法行政文書開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年9月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 同年2月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、福岡地方裁判所が司法行政文書として保有する開廷表は、一日の全期日終了後、適宜廃棄され、申出時点において、本件申出期間中の開廷表の保有はなかったということである。開廷表の使用目的に照らすと、上記説明が不合理であるとはいえない。
- 2 苦情申出人は、実際に本件申出期間に、A及びBが訴訟代理人である事件の期日が開催されており、本件開示申出に係る文書は作成されているはずであるなどと主張するが、同主張は上記結論を左右するものではない。また、苦情申出人は、事件処理システム内の開廷表の探索をしていないのなら、探索が不十分である旨主張するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所においては、庁舎入口や法廷前において掲示するために作成される文書をもって開廷表として開示対象とする扱いであるとしているものと認められ、このような扱いが不合理であるとはいえないから、上記苦情申出人の主張は採用できない（令和5年度（情）答申第18号参照）。
- 3 以上によれば、原判断については、福岡地方裁判所は本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子